

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2019-44342(P2019-44342A)

【公開日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-011

【出願番号】特願2017-164880(P2017-164880)

【国際特許分類】

E 05 D 3/14 (2006.01)

A 47 B 55/00 (2006.01)

【F I】

E 05 D 3/14 A

A 47 B 55/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月19日(2020.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項4のように構成すると、請求項2に記載の作用効果を奏した上で、係止盤の係止片の爪部を拡径させた状態で作動盤が元位置に戻ってしまうのを有効に防止することができるものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

補強用枠体10は、とくに図3と図6と図11に示したように、湾曲した幅の狭い基部10aとこの基部10aに続いて平行に設けられたやや幅の広い一对の固定部10b、10bから成る平面略U字形状のもので、基部10a側にヒンジピン連結孔10c、10dが設けられると共に、固定部10b、10bの基部10a側に下方に向けて一对の第1係止片10e、10eが設けられ自由端側に水平方向に突出して一对の第2係止片10f、10fが設けられている。さらに、連結用筐体5の収容凹部5cには、補強用枠体10の開放先端側に設けた第2係止片10f、10fと基部10a側に設けた第1係止片10e、10eを挿入係止する係止孔5g、5g(図6に一方のみ表示)と係止孔5h、5h(図7に表示)が設けられると共に、基部10a側の下端部には、組付け時に連結用筐体5の底部に当接する一对の第1当接部10g、10gが設けられ、固定部10b、10bの下端部側には、第2当接部10h、10hがそれぞれ設けられている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

次に、本発明に係るスライドヒンジ1の拡径手段12、13を各取付用ケース内8、9

に組み付ける組付け手順について説明する。まず、各係止盤 14、15 をその底板部 14 a、15 a の突出片 14 f、15 f に設けた直線部 14 h、15 h を、各取付用ケース部 8、9 の収容凹部 8 g、9 g の平坦部 8 h、9 h の位置に合わせて当該収容凹部 8 g、9 g 内へ挿入させる。すると、底板部 14 a、15 a に設けたボス部 14 c、15 c が取付用ケース部 8、9 内に設けた軸受孔 8 e、9 e に嵌まり込んだ状態で左右いずれの方向にも回転することなく装着固定される。次いで、各作動盤 16、17 を係止盤 14、15 の各係止片 14 e、15 e の中にその押圧部 16 a、17 a が各係止片 14 e、15 e の間に来るよう、さらにストッパー片 16 e、17 e が第 2 ガイド孔 14 g、15 g 内へ挿入されるようにして挿入させると、そのボス部が係止盤 14、15 に設けた軸受穴 14 b、15 b に挿入されつつ収容される。次に、各キャップ 18、19 をその係止片 18 b、19 b を係止孔 8 b、9 b に係合させつつ、その軸受孔 18 a、19 a を工具装着部 16 b、17 b に合わせて下押しすると、係止凹部 18 c、18 c・19 c、19 c が係止片 8 c、8 c・9 c、9 c に係止された状態で取付用ケース部 8、9 へ装着される。これが、拡径手段 12、13 の組み付け手順である。この状態において、図 12 (a)、(b) に示したように、係止盤 14、15 の各爪部 14 d、14 d、14 d・15 d、15 d、15 d が、取付用ケース部 8、9 に設けた挿通孔 8 a、8 a、8 a・9 a、9 a、9 a から外側へ突出していないので、外観上すっきりとしたものになる上に、その取付時に連結用筐体 5 と取付用ケース部 8、9 を、実施例 1 のキャビネット 2 の扉体 2 b に設けた取付穴 2 c と連接穴 2 d、2 e への挿入が容易となるという利点がある。また、取付後においてスライドヒンジ 1 の連結用筐体 5 を扉体 2 b から取り外す場合には、作動盤 16、17 を反時計方向へ回転させると、係止盤 14、15 の各爪部 14 d、14 d、14 d・15 d、15 d、15 d が自動的に取付用ケース部 8、9 の中へ各挿通孔 8 a、8 a、8 a・9 a、9 a、9 a を介して引っ込むので、取付用ケース部 8、9 を連結用筐体 5 と共に取付孔 2 c や連接穴 2 d、2 e より取り外すことが容易となる利点もある。